

## 院内掲示の必要な手術件数

(令和5年1月1日から令和5年12月31日)

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	48
イ	黄斑下手術 等	105
ウ	鼓室形成手術 等	34
エ	肺悪性腫瘍手術 等	20
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	1

・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術 等	42
イ	水頭症手術 等	53
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0
エ	尿道形成手術 等	19
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術 等	1
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	5

・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術 等	140
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術 等	1
オ	内反足手術 等	0
カ	食道切除再建術 等	0
キ	同種死体腎移植術 等	0

・区分4に分類される手術の件数		手術の件数
胸腔鏡及び腹腔鏡を用いる手術		357

・その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		205
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		46
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		4
経皮的冠動脈形成術		
1.急性心筋梗塞に対するもの		21
2.不安定狭心症に対するもの		21
3.その他のもの		70
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		
1.急性心筋梗塞に対するもの		20
2.不安定狭心症に対するもの		17
3.その他のもの		69

・大腿骨近位端骨折後48時間以内に実施した手術		手術の件数
人工骨頭挿入術（股）		7
骨折的観血の手術（大腿）		8